

○化粧品種別配合成分規格の改正について

(平成九年三月一日)

(薬審第一六九号)

(各都道府県衛生主管部(局)長あて厚生省薬務局審査課長通知)

化粧品種別配合成分規格(以下「粧配規」という。)については、平成五年一〇月一日薬審第八一三号厚生省薬務局審査課長通知、平成六年三月一八日薬審第一九三号厚生省薬務局審査課長通知及び平成八年八月二六日薬審第六〇一号厚生省薬務局審査課長通知により示しているところであるが、薬事法第一四条第一項の規定に基づき品目ごとの承認を受けなければならない化粧品の成分を指定する件(昭和三六年二月厚生省告示第一五号。以下「承認指定告示」という。)の改正に併せ、粧配規の改正が行われたので、左記事項に御留意の上、貴管下関係業者に対し、周知方御配慮願いたい。

記

- 一 粧配規の一部を改正し、別添一のとおり「化粧品種別配合成分規格一九九三第三追補」としてとりまとめたこと。改正後の化粧品原料各条を別添A~Eとして参考までに添付した。
- 二 改正の要旨は、次のとおりであること。
 - (一) 一般試験法に灰分及び酸不溶性灰分試験を追加したこと。
 - (二) 一般試験法の標準品、試薬・試液の部に一標準品、八試薬及び一一試液を追加したこと。
 - (三) 化粧品原料各条に一二八成分を加え、一四五成分の各条を改正したこと。
- 三 本通知は、平成九年三月一日から施行する。ただし、平成九年九月三〇日までは、改正前の粧配規で定める基準(当該化粧品原料に関する部分に限る。)は改正後の粧配規で定める基準とみなすことができる。

別添 略